

広島県公立中学校長会規約

- 第1条 (名 称)
本会は広島県公立中学校長会という。
- 第2条 (事 務 局)
本会の事務局は、広島市東区光町一丁目11-5地産ビル1003号に置く。
- 第3条 (構 成)
本会は広島県内各郡市中学校長会及び郡市単位によらない中学校長会(以下組織団体という)をもって組織する。
- 第4条 (目 的)
本会は、県内各組織団体が緊密な協調を保ち、校長としての職能の向上と教育の振興発展を図り、もって平和な文化国家の建設に寄与することを目的とする。
- 第5条 (事 業)
本会は第4条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 校長職遂行についての研究に関すること。
2. 教職員の勤務条件の改善ならびに福利厚生に関すること。
3. 教育の振興発展に関すること。
4. 教育上必要な研究調査に関すること。
5. 会員の相互連携に関すること。
6. 各種の教育研究団体との連携に関すること。
7. その他本会の目的達成に必要なこと。
- 第6条 (役 員)
1. 本会に次の役員をおく。
 会 長 1名 副会長 若干名
 代議員 組織団体ごとに選出 理 事 組織団体ごとに選出
 常任理事 若干名 会計監査 2名
 事務局長 1名 事務局次長 1名
 幹 事 若干名
2. 役員任期は一年とする。ただし再任を妨げない。
- 第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得て委託する。
- 第8条 (役員選出)
1. 会長、副会長、会計監査、事務局長は常任理事会で選考し、理事会で承認する。
2. 代議員は組織団体ごとに、会員10名までは1名、それを超える場合には10名又はその端数ごとに1名を選出する。
3. 理事は組織団体ごとに1名選出する。なお事務局長及び各専門委員長は理事とする。
4. 常任理事は理事の互選とする。
5. 事務局次長、幹事は会長が委託する。
- 第9条 (役員任務)
1. 会長は本会を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 代議員は代議員会を構成し、付議された事項を決定する。
4. 理事は理事会を構成し、会務を審議する。
5. 常任理事は常任理事会を構成し、会長の諮問に応じる。
6. 会計監査は会計を監査する。
7. 事務局長、事務局次長、幹事は会務を分掌する。

第10条 (代議員会)

1. 代議員会は最高議決機関であって、毎年度初めに会長が招集する。また必要により、臨時にこれを開くことができる。
2. 代議員会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) この会の運営の基本的事項の決定
 - (2) 決算の承認
 - (3) 事業計画及び予算の承認
 - (4) 規約の変更
 - (5) その他重要な事項の決定
3. 代議員会の定足数は2分の1以上とし、その議決は多数決による。
4. 議案によっては、代議員会が発議し、会長の招集によって総会を開き、承認を経る。総会の定足数は2分の1以上とし、その議決は多数決による。

第11条 (理事会)

1. 理事会は会長が招集し、議長は副会長をあてる。
2. 理事会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 代議員会提出議案の作成
 - (2) 会長、副会長、会計監査、事務局長の承認
 - (3) 第5条による事業の遂行及び代議員会決定事項の推進
 - (4) その他重要事項
3. 理事会の定足数は2分の1以上とし、その議決は多数決による。

第12条 (専門委員会)

本会は第5条の事業を行うため、次の専門委員会を置く。その招集は会長の承認を得て、それぞれの委員長が行う。

- (1) 学校経営委員会
- (2) 教育研究委員会
- (3) 進路指導委員会
- (4) 生徒指導委員会
- (5) その他の理事会が必要と認める専門委員会

第13条 (経費)

本会の経費は会費並びにその他の収入をもってあてる。

第14条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

1. (事務局組織)

事務局には次の職員をおく。

事務長 1名 主事 若干名

2. (実施)

昭和23年2月発足。

この規程規約は45年4月1日から実施する。

昭和47年4月26日一部改正。 昭和48年2月28日一部改正。

昭和48年5月4日一部改正。 昭和50年5月1日一部改正。

昭和54年2月2日一部改正。 昭和56年3月4日一部改正。

昭和59年5月16日一部改正。 平成7年5月17日一部改正。

平成9年5月16日一部改正。 平成11年5月13日一部改正。

平成14年5月16日一部改正。 平成17年5月20日一部改正。

平成22年5月21日一部改正。 平成23年4月1日より施行。

平成30年5月28日一部改正。 平成31年4月1日より施行。

令和2年5月29日一部改正。